

2024年1月29日  
郡山市総務部人事課  
課長 杉内 泰史  
TEL：924-2048

## 職員の懲戒処分について

本日付けで、下記のとおり、懲戒処分を実施しました。  
地方公務員法第38条第1項の規定により、職員による営利企業への従事等が制限されている趣旨（職務専念義務の遵守、職務の公正の確保、職員の品位の保持）について、全職員に対し、改めて指導を徹底し、再発の防止及び信頼の回復に努めてまいります。

### 記

#### 営利企業への従事等の制限に違反した職員の処分

|      |   |       |                 |
|------|---|-------|-----------------|
| 被処分者 | こども部保育課 保育技師 20代 女性   |       |                 |
| 処分内容 | 停職6か月   | 処分年月日 | 令和6（2024）年1月29日 |
| 事件概要 | 被処分者は、本市の職員でありながら、令和2年4月から令和5年8月までの約3年5か月間にわたり、週約2回の頻度で、市外の接待を伴う飲食店に勤務し、平均して月額約20万円の収入を得ていた。<br>このような行為は、営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条第1項）及び信用失墜行為の禁止（同法第33条）に違反するものであり、全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない行為である。<br>なお、被処分者は、処分日と同日付で依願退職した。 |       |                 |

#### （参考）

##### ○地方公務員法（抜粋）

##### （信用失墜行為の禁止）

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

##### （営利企業への従事等の制限）

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。